

平成18年10月11日（水）から10月17日（火）は、

違反建築防止週間です。

平成18年10月11日（水）から10月17日（火）まで、**建築基準法**の目的や内容について県民の皆様の理解を深めていただくとともに、違反建築の未然防止を図ることを目的として、**違反建築防止週間**が実施されます。

建築物は、人間の社会活動や経済活動の基礎となるもので、そこで暮らしたり、働いたり、遊んだりするための場として利用しています一方、周囲の建築物から日照や通風、騒音等の間接的な影響を受けるなど私達の日常生活に深く関わっています。この様な中で、誰もが住みやすく快適で安全なまちづくりのためには、何の制約もなしに無秩序に建築物を建てるのではなく、**一定の約束（ルール）**を守っていくことが大切です。

このための**約束**の一つである**建築基準法**は、国民の生命、健康および財産の保護を目的として、建築物の敷地、構造、設備および用途について皆さんに守っていただくべき最低の基準を定めたもので、建築物はこの基準によって建築しなければなりません。



さて、建築物を新築したり、増改築等をしようとするときには、建築基準法に基づいて「**建築確認申請**」の手続きをとっていただく必要があります。これは、建築図面等を添えた確認申請書を各市町または指定確認検査機関へ提出していただき、その計画が建築基準法に適合しているかどうかについて、県〔大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、草津市および守山市についてはそれぞれの市〕の「**建築主事**」または指定確認検査機関の「**建築基準適合判定資格者**」の審査を受け、適合していることが「**確認**」されればその旨が建築主（施主）へ通知されるというものです。この手続きを行わず建築工事を行ったり、「**確認**」を受けた計画内容と異なった建築物を建てたりすると法律違反行為となりますのでご注意ください。

まちづくりの主役である住民の皆さん一人ひとりがルールを守って、誰もが住み良い快適で安全なまちづくりを心掛けましょう。

なお、建築確認申請その他建築基準法に関することについてご質問がございましたら、最寄りの**振興局**および**県事務所の管理調整課**〔大津市、彦根市、長浜市、東近江市、草津市および守山市の場合はそれぞれの**市役所建築指導課**、近江八幡市の場合は**都市開発センター**〕へお問い合わせ下さい。

- ◎ [問い合わせ先](#)
- ◎ [あなたの住宅・店舗・事務所等を安全に建てるために](#)



一斉建築パトロール

滋賀県および特定行政庁の職員を中心に市町、消防本部等の協力を得て、県下一斉の建築パトロールによる指導を実施します。なお、この一斉建築パトロールの実施結果については、公表します。

(目的)

違反建築物に対して迅速かつ的確に対応することは、単に違反の早期是正につながるだけでなく、他者に対して大きな警告効果を有していますが、一斉建築パトロールとしてこれを組織的に実施することによって、違反建築の未然防止に資することを目的とします。

(実施内容)

- ・各特定行政庁が市町や消防本部等の関係機関の協力を得て実施します。
- ・実施日：平成18年10月17日（火）
- ・重点事項：
 - ①指定特定工程工事終了予定日を徒過しているにもかかわらず中間検査申請が提出されていない建築物の工事現場の点検
 - ②工事完了予定日を大幅に徒過しているにもかかわらず完了検査申請が提出されていない建築物の工事現場の点検
 - ③その他違反建築物となるおそれがあると判断した建築物の工事現場の点検
 - ④工事監理者が定められ建築物の適正な監理が行われているかどうかの確認



建築物等における事故対策

地震等の災害時におきましては、たとえ建物そのものが倒壊しなくても、建物等に起因して大きな事故が起こることがあります。一度このような事故が起こると、その建物等を常時適法な状態に維持するよう努めるべき所有者等（所有者、管理者または占有者）は、大きな責を負うこととなります。悲惨な事故を未然に防止して、皆が安全に安心して暮らしていけるよう、建築基準法を遵守するとともに、次のような対策をしてください。

- [既存ブロック塀の倒壊事故防止対策について](#)
- [既存建築物における窓ガラスの落下防止対策について](#)
- [既存建築物における外壁タイル等落下防止対策について](#)